

1 月
 本月組織人員
874人

佐久建労だより





発行人
 〒384-2102
 佐久市塩名田488-1
 佐久建設労働組合
 TEL (0267) 58-2404
 FAX (0267) 58-2304
 責任者 西墻 徳幸



組合長 新年のご挨拶

組合員の皆様、明けましておめでとうございます。



昨年は、6月21日の参議院本会議において「建設労働者の雇用改善、担い手確保、育成に関する請願」が全会一致で採択されました。皆様にご協力いただいた100万人請願署名が大きな力となりました。心より感謝申し上げます。

これにより、担い手3法の改正が行われ、私たち組合員の処遇改善は大きく前進しましたが、建設業界は、依然として厳しい状況にあります。

私たち組合員の団結と知恵を活かし、ともに前進していくことが重要です。

今年も、労働条件の向上や安全確保、そしてより良い職場環境づくりに向けて尽力する所存です。

何卒、変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

また、新たな年を迎えるにあたり、皆様のご家族とともに、健康で幸多き一年となりますことを心からお祈り申し上げます。

共に頑張りましょう。

今年も、宜しく願いいたします。

組合長 西墻徳幸



一人親方とは？

- ①労働者を使用せず会社に雇用されずに個人で仕事を請け負っている方。
- ②労働者を使用しても使用期間が年間100日未満の見込みの方で請負契約で仕事をしている方。
- ③同居かつ同一生計の家族のみで請負契約で仕事をしている方です。

組合では、一人親方労災保険を取り扱っています。

加入をご希望の方は、組合までお問合せください。遡り加入はできません。

労災保険は、ご自身を守るための労災保険です。適切に加入しましょう。

※一人親方労災に加入の既組合員の皆様には、労災加入証明カードを送付していますので、ご活用ください。



組合脱退・加入の締切りは、**毎月24日**です。まずは、組合までご連絡ください。



今年も、どうぞよろしく願いいたします。

役職員一同



マイナ保険証に関わる各種手続きについて

マイナンバー制度の運用が始まっていますが、住所変更や健康保険の異動は自動的に変更にはなりませんので、必ず組合までお手続きにお越し下さい。お手続きによっては、住民票などの添付書類が必要となります。 **事前に組合までお問合せください。**

※12月2日以降、保険証廃止となっています。

保険証の紛失、住所・氏名変更、家族を扶養にするなどの場合、下記の発行となります。

マイナ保険証が**使える方** ⇒ 資格情報のお知らせ

マイナ保険証が**使えない方** ⇒ 資格確認書



* 限度額認定証の発行について *

マイナ保険証が**使える方** ⇒ 同意していただくことで提出不要です。

マイナ保険証が**使えない方** ⇒ 引き続き発行しますので組合までお越しください。

* マイナンバーカードの返納を希望される方の健康保険手続き *

マイナンバーカードの返納を希望される方は事前に建設国保へ「利用登録解除申請書」を提出してからお住まいの市町村へマイナンバーカードを返納するという流れになりますので、先に組合までお越し下さい。

※利用登録解除申請書を提出した場合、後日建設国保より**資格確認書**が届きます。

不明な点がございましたら組合までご連絡ください。☎0267-58-2404

保険料の引落について

今月の口座引落日は

『1月20日(月)』です。



口座の残高が1円でも不足すると指定口座より保険料が引落されません。引落は指定日の1日限りです。後日入金していただいても翌日の引落日まで引落にはなりません。

引落にならなかった場合は現金で組合までお持ちいただくか、組合の口座まで振込をお願いします。

今月は、11月の健康診断受診者に健診料が加算されています。ご確認ください。

※24日までに入金を確認できない場合は、督促状を発送します。月末までに必ず入金をお願いします。

お悔やみ 高柳 隆一郎様(下原)
謹んでお悔やみ申し上げます。

新規加入者

鉄骨工事業	1名	
鳶工事業	3名	
給排水・衛生設備工事業	1名	
電気工事業	1名	
		計6名

弁護士《無料》法律相談

・相談日 2月5日(水)

・時間 午後4時30分～



組合員または組合員の家族の相談となります。相談を希望される方は、必ず事前に組合まで予約をして下さい。締切1月31日(金) ☎0267-58-2404

今後の予定

1月16日 確定申告事前講習会	佐久建労会館
1月23日 県連第3部会	建労会館
2月4日 執行委員会	建労会館
2月5日 佐久建労三役会	佐久建労会館